

2章 基本ルール編

<サインの表示について>

2-1	日本語の表記方法	10
2-2	他言語の表記方法	12
2-3	多国語表記基準	19
2-4	ピクトグラム	20
2-5	独自のピクトグラムの考え方	21
2-6	書体及び文字サイズ	24
2-7	色彩	29
2-8	サイン掲出の高さ・範囲	32

<サインの本体について>

2-9	サインの設置場所について	35
2-10	素材、形態、モジュールと集約の考え方	37
2-11	本体色彩の考え方	39

<その他>

2-12	ユニバーサルデザインの考え方	40
2-13	維持管理（サイン本体・情報）	43
2-14	他言語対訳表・ピクトグラム一覧	45

2-1 表示内容をわかりやすくするため、また、同一地点や同一施設がサインによって異なる表記とならないように、日本語表記については表2-1、2-2を基準とします。

■(表2-1) 普通名詞、固有名詞、普通名詞部分を含む固有名詞の定義

普通名詞	同じ種類に属する事物を広く指すことの出来るもの	例) 市役所、公園
固有名詞	日本の地名、人名など、それのみに与えられたもの	例) 鎌倉、源頼朝
普通名詞部分を含む 固有名詞	○○駅や○○川など、上記の固有名詞と普通名詞が組み合わさったもの	例) 鎌倉市役所

■(表2-2) 日本語表記基準

施設名称等	例
正式名称よりも、簡略化した通称の知名度が高い施設の場合は、通称を用いる。	錢洗弁財天宇賀福神社 →錢洗弁財天
正式名称と同等の知名度を持つ通称がある場合、正式名称と通称が大きく異なる場合は、通称をカッコ書きで表示する。	妙法寺（こけ寺） 高徳院（大仏）
表示面の煩雑化などでやむを得ない場合は、通称表記や明確に理解可能な範囲で省略する。	日蓮大聖人辻説法跡 →辻説法跡
地名や人物名等、一般的ではない読み方の漢字表記には、場合によってふりがなを付記する。	けわいざか なめりがわ 仮粧坂 滑川
JR、江ノ電などの交通機関の運営会社名等は、省略して表記することが出来る。	鎌倉駅 長谷駅
数字表記	例
原則として、算用数字を用いる。ただし、固有名詞や○丁目などの地名として用いる場合は原則として漢数字を用いる。	国道134号 鎌倉市立第二小学校 雪ノ下三丁目
紀年は年号の後に西暦の括弧書き（）を付けて表記する。	平成29年（2017年）

- 2-2 他言語の表記方法 他言語での表記の考え方は以下を基本とします。
- 英語は、ローマ字部分はヘボン式（表2-10参照）を用いる。
 - 中国語は、簡体字を用いる。
 - 韓国語は、ハングルによる表音表記を用いる。
 - 括弧書き、ハイフンの使用の考え方は表2-8、2-9を用いる。
- （他言語表記方法については45～47ページの他言語対訳表を参照。）

■(表2-3) 英語表記基準1

区分	表記方法		日本語例	英語表記
一般施設等	可分の場合 ※1	固有名詞部分をローマ字表記し、普通名詞部分を英語で表記する。	鎌倉市役所	Kamakura City Office
	不可分の場合 ※2	普通名詞含む全体が不可分の固有名詞として広く認知されている場合は全体のローマ字表記の後に、普通名詞部分を英語で表記する。	鎌倉駅	Kamakura Sta.
	補足が必要な場合	ローマ字表記した施設名について意味を補足した方がわかりやすい場合はローマ字の後に英語による説明的な語句を括弧書き（）で表記する。	名越切通	Nagoe Kiridoshi Pass
寺社	名称全体を固有名詞としてローマ字表記し、“Temple”、“Shrine”を付ける。		としまえん	Toshimaen (Amusement Park)
			長谷寺	Hasedera Temple
道路、通り	名称全体を固有名詞としてローマ字表記し、“Ave.”または“St.”を付ける。		鶴岡八幡宮	TsurugaokaHachimangu Shrine
			小町通り	Komachidori St.
			若宮大路	Wakamiyaoji Ave.

（※1）「可分の場合」とは、固有名詞と普通名詞を切り離して別々に訳しても意味をなす場合を指す。

（※2）「不可分の場合」とは、固有名詞から普通名詞部分を切り離してしまうと意味をなさなかつたり、普通名詞部分を含めた全体が不可分の固有名詞として広く認識されている場合を指す。（参考：平成26年、国土交通省「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」）

■(表2－4) 英語表記基準2

区分	表記方法		日本語例	英語表記
橋梁	可分の場合	固有名詞部分をローマ字表記し、“Bridge”を付ける。	犬懸橋	Inukake Bridge
	不可分の場合	名称全体をローマ字表記し、“Bridge”を付ける。	華の橋	Hananohashi Bridge
河川	可分の場合	固有名詞部分をローマ字表記し、“River”を付ける。	柏尾川	Kashio River
	不可分の場合	名称全体をローマ字表記し、“River”を付ける。	滑川	Namerigawa River
海岸	固有名詞部分をローマ字表記し、“Beach”を付ける。		材木座海岸	Zaimokuza Beach
山	可分の場合	冒頭に“Mt.”を付け、固有名詞部分をローマ字表記する。	源氏山	Mt.Genji
	不可分の場合	冒頭に“Mt.”を付け、名称全体をローマ字表記する。	天台山	Mt.Tendaisan

■(表2-5)中国語(簡体字)表記基準

区分	表記方法		日本語例	中国語表記
固有名詞	漢字を中国語漢字に変換する。		鎌倉	镰仓
普通名詞	対象語が外國由来の名詞やある場合	ひらがな、カタカナの表記は、日本語の漢字に一旦変換し、それを中国語漢字に変換して表記するか、中国語簡体字で表音表記または表意表記する。	ハイキングコース	登山路线
	対象語が日本由来の名詞や無い場合	中国語に訳して簡体字表記する。日本の文化を正しく伝えるために日本語漢字表記が必要である場合は、中国語簡体字に変換して表記し、中国語簡体字を括弧書き()で表記する。	花見	花见(赏花)
普通名詞を含む固有名詞	固有名詞部分は一般的な表記方法により表記し、普通名詞部分は中国語に訳して記載する。		鎌倉駅	镰仓站
			鎌倉市役所	镰仓市政府
			源氏山公園	源氏山公园

■(表2-6) 韓国語(ハングル)表記基準1

区分	表記方法		日本語例	韓国語表記
固有名詞	原則として日本語の発音をハングルで表音表記する。		鎌倉	가마쿠라
普通名詞	対象語がある場合 外国由来の名詞や	原則として原語をハングルで表音表記する。ただし意味が伝わりにくい場合は適宜、韓国語訳を括弧書き（）で表記する。	エスカレーター ロープウェイ	에스컬레이터 로프웨이
	対象語がない場合 日本由来の名詞や	原則として韓国語に訳して表記する。	鳥居	도리
普通名詞を含む固有名詞	一般施設 可分の場合	固有名詞部分をハングルで表音表記した後、半角スペースを空けて普通名詞部分を韓国語に訳して表記する。	鎌倉市役所	가마쿠라 시청
	不可分の場合	名称全体をハングルで表音表記した後、半角スペースを空けて普通名詞部分を韓国語に訳して表記する。	名越切通	나고에 키리도오시 절개지
寺社	名称全体を固有名詞としてハングルで表音表記した後、半角スペースを空けて、ハングルで「절」「신사」を付ける。		長谷寺	하세데라 절
			鶴岡八幡宮	쓰루가오카하치만구 신사

■(表2-7) 韓国語(ハングル)表記基準2

区分	表記方法		日本語例	韓国語表記
普通名詞を含む固有名詞	橋梁	可分の場合	固有名詞部分をハングルで表音表記した後、半角スペースを空けてハングルの「다리」を付ける。	犬懸橋 이누카케 다리
		不可分の場合	名称全体をハングルで表音表記した後、半角スペースを空けてハングルの「다리」を付ける。	琵琶橋 비와바시 다리
	河川	可分の場合	固有名詞部分をハングルで表音表記した後、半角スペースを空けて、普通名詞部分にハングルの「강」を付ける。	柏尾川 카시오 강
		不可分の場合	名称全体をハングルで表音表記した後、半角スペースを空けてハングルの「강」を付ける。	滑川 나메리카와 강
山	海岸	固有名詞部分をハングルで表音表記した後、半角スペースを空けてハングルの「해안」を付ける。		材木座海岸 자이모쿠자 해안
	山	可分の場合	固有名詞部分をハングルで表音表記した後、半角スペースを空けてハングルの「산」を付ける。	源氏山 겐지 산
		不可分の場合	名称全体をハングルで表音表記した後、半角スペースを空けてハングルの「산」を付ける。	天台山 텐다이야마 산

■(表2-8) 括弧書きの使用について

区分	表記方法	日本語例	英語、中国語、韓国語表記例
固有名詞	各言語に翻訳	高徳院 (大仏)	英語：Kotokuin Temple (Great Buddha) 中国語：高徳院（大佛） 韓国語：고토쿠인 절(대불)
	翻訳せずに各言語の表記方法にて表記	称名寺 (今泉不動)	英語：Shomyoji Temple (Imaizumifudo) 中国語：称名寺（今泉不动） 韓国語：쇼묘우지 절(이마이즈미후도우)
注意書き等	各言語に翻訳して表記	糸迦堂口切通 (通行禁止)	英語：Shakadoguchi Kiridoshi Pass (No through road) 中国語：释迦堂口切通（禁止通行） 韓国語：샤카도우구치 키리도오시 절개지(통행금지)

■(表2-9) 英文内でのハイフン使用について

例) 稲村ガ崎公園 Kamakura Kaihin Park-Inamuragasaki	英文名称が長く、区切りが必要な場合においてはハイフンを用いる。
その他ハイフンの使用については、表2-10の備考6を参照のこと	

■(表2-10) ヘボン式ローマ字の綴り方

ア	A	イ	I	ウ	U	エ	E	オ	O
カ	KA	キ	KI	ク	KU	ケ	KE	コ	KO
サ	SA	シ	SHI	ス	SU	セ	SE	ソ	SO
タ	TA	チ	CHI	ツ	TSU	テ	TE	ト	TO
ナ	NA	ニ	NI	ヌ	NU	ネ	NE	ノ	NO
ハ	HA	ヒ	HI	フ	FU	ヘ	HE	ホ	HO
マ	MA	ミ	MI	ム	MU	メ	ME	モ	MO
ヤ	YA			ユ	YU			ヨ	YO
ラ	RA	リ	RI	ル	RU	レ	RE	ロ	RO
ワ	WA	ヰ	ヰ			ヱ	E	ヲ	O
ン	N(M)								
ガ	GA	ギ	GI	グ	GU	ゲ	GE	ゴ	GO
ザ	ZA	ジ	JI	ズ	ZU	ゼ	ZE	ゾ	ZO
ダ	DA	ヂ	JI	ヅ	ZU	ヂ	DE	ド	DO
バ	BA	ビ	BI	ブ	BU	ベ	BE	ボ	BO
パ	PA	ピ	PI	ブ	PU	ペ	PE	ポ	PO
キヤ	KYA			キュ	KYU			キョ	KYO
シャ	SHA			シュ	SHU			ショ	SHO
チャ	CHA			チュ	CHU			チョ	CHO
ニヤ	NYA			ニュ	NYU			ニョ	NYO
ヒヤ	HYA			ヒュ	HYU			ヒョ	HYO
ミヤ	MYA			ミュ	MYU			ミョ	MYO
リヤ	RYA			リュ	RYU			リョ	RYO
ギャ	GYA			ギュ	GYU			ギョ	GYO
ジャ	JA			ジュ	JU			ジョ	JO
ビヤ	BYA			ビュ	BYU			ビョ	BYO
ピヤ	PYA			ピュ	PYU			ピョ	PYO

[備考]

- 1) 撥音：「ん」は「n」で表すが、B、M、Pの前の「ん」は、NではなくMで表記する。
例) 難波 (ナンバ) NAMBA
- 2) 促音：子音を連ねて表記する。
例) 服部 (ハットリ) HATTORI
ただし、チ (CHI)、チャ (CHA)、チュ (CHU)、チョ (CHO) 音の前には「T」を表記する。
例) 八丁目 (ハッチョウメ) HATCHOME
- 3) 長音：O、U、Hは用いない。長音が大文字の場合に母音字は並べない。
- 4) 長音符号：「ー」、「^」は用いない。
- 5) 大文字：文の書きはじめ並びに固有名詞は語頭を大文字で表記する。
- 6) ハイフン：撥音を表す「n」と次にくる母音字又は「y」とを切り離す必要がある場合には、
nの次に「ー」(ハイフン)を入れる。意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、
複数の名詞等で構成される固有名詞やoが重なる場合等は、その間に「ー」(ハイフン)
を入れる。
- 7) その他：特殊音の書き表し方は自由とする。

出典：ヘボン式ローマ字綴り方表及び備考の一部は外務省ホームページより抜粋

2-3 多国語表記基準 2ヶ国語表記（日本語・英語）を基本とします。ただし、観光目的の総合案内板や大きな誘導サインにおいては、日本語、英語に加え、中国語（簡体字）と韓国語（ハングル）を含む4ヶ国語表記に努めるものとします。なお、4ヶ国語表記のサインにおいて、サイン表示面積の制約等があり表記が困難な場合は、一部を2ヶ国語又は日本語表記とすることができますが、随時使用状況を把握し、継続的にサインの管理を行うものとします。

■(表2-11) 多国語表記基準

区分	サインの種類	具体例	多国語設定
案内や誘導	案内サイン	総合案内板（地図案内）※ ハイキングコース案内板 公園案内板 ごみ収集案内 など	基本2ヶ国語表記、 観光目的の総合案内 板や大きな誘導 サインに関しては 4ヶ国語表記 (※特に4ヶ国語表 記に努めるもの)
	誘導サイン	観光ルート板※ 施設誘導 津波避難経路誘導（床面） ハイキングルート誘導 トイレ誘導 など	
	位置サイン	通り名称 公園名称 施設名称 町名表示 など	
	説明サイン	公共駐車場利用説明 史跡解説板 景観重要建築物解説板 など	
ルールなどの表示	規制サイン	自転車放置禁止区域表示 喫煙禁止表示（床面） 各種禁止・規制板 など	
掲示・公表機能	広報サイン	町内掲示板 など	

2-4

**ピクトグラム
(JIS 及び
標準案内用
図記号)**

ピクトグラムは、視覚的な図による表現で内容の伝達を直感的に行うことができるため、言語の種別を問わず情報伝達の有効な手段です。現在、国内の多くの公共施設においても日本工業規格（以下、「JIS」といいます。）で定められたものの使用が進んでいるため、原則として、JISに準拠したもの、もしくは標準案内用図記号（交通エコロジー・モビリティ財団策定）のピクトグラムを使用するものとします。

（ピクトグラムについては 48～58 ページのピクトグラム一覧を参照。）

■(図 2-1) JIS ピクトグラムの例



ピクトグラム出典：JIS 規格番号 Z8210（日本工業標準調査会）

2-5 独自のピクトグラムの考え方

JIS 又は標準案内用図記号で定められていない鎌倉独自の施設のピクトグラムに関しては、図の 2-2 に示すピクトグラムで統一して使用するものとします。

JIS 又は標準案内用図記号で定められているピクトグラムであっても、図 2-3、2-4 の通り、独自のピクトグラムで示しているものがありますが、今後は適宜 JIS 又は標準案内用図記号で定められているピクトグラムに変更を行うものとします。

■(図 2-2) 新たに加える独自のピクトグラム



■(図 2-3) JIS、標準案内用図記号の該当するピクトグラムへ変更する独自のピクトグラム例 1

公共施設					
現行					
案内所（有人）					
変更			博物館・美術館：標準案内用図記号の参考例		
JIS、標準案内用図記号で該当するもの			博物館・美術館：標準案内用図記号の参考例		
案内所（有人）：JIS			博物館・美術館：標準案内用図記号の参考例		

JIS ピクトグラム：JIS 規格番号 Z8210 (日本工業標準調査会)
標準案内用図記号出典：交通エコロジー・モビリティ財団「標準案内用図記号ガイドライン」

■(図2-4) JIS、標準案内用図記号の該当するピクトグラムへ変更する独自のピクトグラム例2

寺社、景勝地、自然					
現行					
JIS、標準案内用図記号で該当するもの					
	歴史的建造物 :標準案内用図記号の参考例	展望地・景勝地：JIS	海水浴場・ プール：JIS		

JIS ピクトグラム：JIS 規格番号 Z8210 (日本工業標準調査会)

標準案内用図記号出典：交通エコロジー・モビリティ財団「標準案内用図記号ガイドライン」

JIS や標準案内用図記号に無い独自のピクトグラム（図2-5）については今後使用しないものとしますが、新たに作成する必要がある場合は、以下の点に注意してください。

- ・ ピクトグラムの必要性を効果の面から検証する。(図2-5 のうち、地域特性に根ざしており、複数あるものなどについては案内、誘導の面からピクトグラムを用いる効果があると考えられる。)
- ・ JIS 及び標準案内用図記号と併記される場合でも、デザインテイスト（簡略化の度合いや、使用する線幅等）が異なるものとする。
- ・ 国内外問わず利用者の誤解を招くような表現は避ける。

■(図2-5) JIS、標準案内用図記号に該当するピクトグラムが無く、今後使用しない独自のピクトグラム例

